

2019年10月1日以降に満期を迎えるお客さまへ

火災保険 商品改定のご案内

旧日本興亜損保と旧損保ジャパンは2014年9月1日に合併し、2020年4月1日に「損害保険ジャパン株式会社」へ商号変更いたしました。

これに伴い、旧日本興亜損保でお取扱いしておりました商品の販売を終了し、新たな商品の販売を開始いたしました。旧日本興亜損保でのご契約が満期を迎え、引き続き損保ジャパンにてご契約いただくにあたりましては、商品の内容の一部が変更となりますので、その変更点等についてご案内申し上げます。

また、新商品発売の際の保険料水準の見直しに加え、自然災害や水濡れ事故の増加に伴う保険料改定なども実施しております。ご継続後のご契約の保険料は、現在のご契約から変更となる場合がございますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

このご案内は、次の火災保険商品をご契約のお客さまが対象となります。

対象商品			
<input type="checkbox"/> フルハウス(フルハウスロング)	<input type="checkbox"/> マンション・オーナーズ総合保険	<input type="checkbox"/> 住宅火災保険	<input type="checkbox"/> 住宅総合保険
<input type="checkbox"/> 団地保険	<input type="checkbox"/> 管理組合総合保険	<input type="checkbox"/> 地震保険	



このマークがある箇所は補償が廃止される等、お客さまに特にご注意いただきたいポイントです。

次ページ以降で改定の詳細につきましてご案内いたします。

(◆:必ずご確認ください。△:前契約の保険始期が2009年12月31日以前の場合はご確認ください。-:ご確認ください改定はありません。)

掲載項目	掲載ページ	ご確認くださいご契約のお客さま						
		フルハウス	マンション・オーナーズ総合保険	住宅火災保険	住宅総合保険	団地保険	管理組合総合保険	地震保険
1. 商品ラインナップの簡素化	P.2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	-
2. 個人用火災総合保険 (THE すまいの保険、THE 家財の保険)の特長	P.2	◆	◆	◆	◆	◆	-	-
3. 主な特約および費用保険金の新設・改定・廃止	P.3	◆	◆	◆	◆	◆	◆	-
4. 建物の評価	P.5	◆	◆	◆	◆	◆	◆	-
5. 建物の構造による保険料区分(構造級別)の簡素化	P.6	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	△	-
6. 割増・割引の廃止	P.7	△※2	△	△	△	-	△	-
7. その他の改定	P.7	◆	◆	◆	◆	-	◆	-
8. 地震保険の改定 (2019年1月改定、2017年1月改定)	P.8	-	-	-	-	-	-	◆
9. 改定後の保険料について	P.8	◆	◆	◆	◆	◆	◆	-

※1 前契約の保険始期にかかわらず、前契約の物件区分が一般物件の場合もご確認ください。

※2 前契約の保険始期が2011年11月30日以前の場合もご確認ください。

1 商品ラインナップの簡素化

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

日本興亜損保では、「フルハウス(フルハウスロング)」をはじめとして多くの種類の火災保険を販売して参りましたが、お客さまにとっての商品のわかりやすさの観点から、以下のとおり商品ラインナップを見直しました。

改定前

商品名

フルハウス(フルハウスロング)

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険(2010年1月1日以降販売停止)

管理組合総合保険

+

地震保険

全面移行

改定後

商品名

個人用火災総合保険

(THE すまいの保険
THE 家財の保険)

マンション総合保険

+

地震保険

2 個人用火災総合保険(THE すまいの保険、THE 家財の保険)の特長

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

損保ジャパンの個人用火災総合保険(THE すまいの保険、THE 家財の保険)は、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい保険です。

お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、幅広い補償からピッタリのプランを選択でき、受取保険金の算出方法やご契約手続きなど「わかりやすさ」とことん追求しました。

特長 1 評価済保険の導入(建物のみ)

個人用火災総合保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合等を除いては、自己負担額を差し引きます。)

【従来の火災保険^{*1}の場合】

罹災時再評価 保険金お支払時に再度評価します。

【個人用火災総合保険の場合】

評価済 ご契約時の評価を維持します。^{*2}

従来の火災保険^{*1}では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。個人用火災総合保険では、建物に「評価済保険」を導入することで、この問題を解決しました。

^{*1} 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

^{*2} 保険の対象が建物で保険期間が5年を超える契約の場合、保険金額調整等に関する追加特約が必ず適用されます。この特約に規定する物価変動率が0.8未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまにご連絡します。

特長 2 事故の種類を問わず、「損害額 - 自己負担額^{*3} = 損害保険金」に統一^{*4}

従来の火災保険^{*5}では、損害の程度によっては補償がされなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。個人用火災総合保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額^{*3}を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

^{*3} 保険の対象が建物の場合は、全焼等により建物を復旧できないときなどには自己負担額を差し引きます。

^{*4} 水災支払方法縮小特約をセットされた場合は、水災の事故について、お支払いする損害保険金の算出方法が異なります。

^{*5} 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

特長 3 幅広い補償からピッタリのプランを選択

個人用火災総合保険は、STEP 1 基本プラン、STEP 2 自己負担額、STEP 3 臨時費用保険金、STEP 4 特約の順に4つを選択していただき、お客さまのご希望に合わせた補償内容(契約プラン)を設計します。

STEP 1						STEP 2		STEP 3		STEP 4		
補償内容	火落爆 ※1	風雪 ※2	水災	雑危険 ※2	破損・汚損など	自己負担額		臨時費用保険金		特約		
						基本プラン						
ベーシック【I型】	○	○	○	○	○	+	0円※4	+	損害保険金×10% 限度額100万円	+	地震危険等 上乗せ特約	
ベーシック【I型】 水災なし※3	○	○	×	○	○		1万円				地震火災特約	
ベーシック【II型】	○	○	○	○	×		3万円				事故再発防止 等費用特約	
ベーシック【II型】 水災なし※3	○	○	×	○	×		5万円				個人賠償 責任特約	
スリム【I型】	○	○	○	×	×	10万円	臨時費用保険金 なし				類焼損害 特約	など
スリム【II型】	○	○	×	×	×	3万円						
						5万円						
						10万円						

※1 火災、落雷、破裂・爆発をいいます。

※2 「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など」、「漏水などによる水濡れ」、「騒擾」、「盗難」をいいます。

※3 異常気象の影響により、思わぬ地域でも水災が発生することがあります。特に戸建にお住まいのお客さまはご契約前に必ず水災の恐れがないかチェックしてください。

※4 自己負担額0円を選択した場合でも「破損・汚損など(不測かつ突発的な事故)」の自己負担額は1万円となります。

3 主な特約および費用保険金の新設・改定・廃止

1 特約の新設

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

個人用火災総合保険は、以下の主な特約を新たにセットすることができます。

新設する特約名称	特約の概要
地震危険等上乗せ特約	地震等※による補償を充実させる特約です。地震等※による火災・損壊・埋没・流失によって損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震火災特約	地震等※による火災の補償を充実させる特約です。地震等※による火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合に保険金をお支払いします。 ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
事故再発防止等費用特約	火災、落雷、破裂・爆発または盗難※1により損害保険金が支払われる場合で、事故発生日から180日以内に負担したものに限り、その事故の再発防止等のために支出した有益な費用※2に対して保険金をお支払いします。なお、再発防止策として事故再発防止メニューをご利用いただくことができます。(1回の事故につき20万円が限度となります。) ※1 通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。 ※2 お支払い対象となる費用の一覧は損保ジャパン公式ウェブサイトでご覧いただけます。
安心更新サポート特約 * THE すまいの保険のみ	保険期間が10年のご契約にセットできる特約です。この特約には補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がありますので、継続漏れの心配がありません。 (注)契約条件によっては、セットできない場合や、損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合があります。
IoT住宅費用 「売電収入・サイバーリスク」 特約 * THE すまいの保険のみ	<売電収入> 太陽光発電システムが損害保険金のお支払い対象となる事故により損害を受け、売電収入の損失が生じた場合に保険金をお支払いします。 <サイバーリスク費用> 保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等や個人情報漏えいに伴い、事故の発生日からその日を含めて180日以内に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

2 特約および費用保険金の改定

(1) 個人賠償責任特約の補償対象の拡大

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

保険金のお支払い対象となる事故の1つである「保険証券記載の建物の所有・使用・管理に起因する偶然な事故」の「建物」にかかる条件を「被保険者の居住の用に供される住宅」まで拡大します。これにより保険証券記載の建物に加え、居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故もお支払いの対象となります。

(2) 個人賠償責任特約等における被保険者範囲の拡大

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

個人賠償責任特約等の被保険者が例えば認知症患者等で責任無能力者に該当する方であった場合に、その方の監督義務者が損害賠償責任を負担するケースに対応するため、「責任無能力者の監督義務者等^{※1}」を被保険者に含める改定を行います。具体的には継続後商品に応じて次の特約等が対象となります。

継続後商品名	改定される特約等の名称
THE すまいの保険 THE 家財の保険	・個人賠償責任特約
THE すまいの保険	・個人賠償責任特約包括契約に関する特約 ・借家人賠償責任総合包括契約に関する特約 ^{※2}
THE 家財の保険	・借家人賠償責任条項 ^{※2} ・同居人が居住する場合の被保険者に関する特約 ^{※3}
マンション総合保険	・個人賠償責任特約包括契約に関する特約 (国内外補償・国内のみ示談代行あり・マンション総合保険基本特約)

※1 法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者(被保険者の親族にかぎりませぬ。)とします。

※2 借家人賠償責任において被保険者が未成年者である場合、その方の親権者や監督義務者等^{※1}も合わせて被保険者に追加されました。

※3 同居人が責任無能力者であった場合について、個人賠償責任特約・借家人賠償責任条項を対象に、被保険者の範囲を拡大します。

(3) 特約および費用保険金の変更

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険



(◆:必ずご確認ください。△:前契約の保険始期が2009年12月31日以前の場合はご確認ください。-:ご確認いただく改定はありません。)

変更する特約 および 費用保険金名称	対象商品						継続時の注意点
	フルハウス	マンション・ オーナーズ 総合保険	住宅火災 保険	住宅総合 保険	団地保険	管理組合 総合保険	
臨時費用保険金	◆	◆	◆	◆	◆	◆	臨時費用保険金・支払割合30%は廃止となり、「支払割合10%」もしくは「臨時費用保険金をセットしない」ご契約へ変更となります。
自宅外家財 補償特約	◆	-	-	-	-	-	自宅外家財補償特約に相対する特約は携行品損害特約となりますが、携行していない家財の補償が対象外となります。
個人賠償責任 セット特約	△	-	-	-	-	-	個人賠償責任セット特約に相対する特約は個人賠償責任特約となりますが、レンタル品等個人の受託品の損壊などが補償の対象外となります。
失火見舞費用 保険金	-	-	-	-	-	◆	1 被災世帯あたり50万円の失火見舞費用保険金の支払額を1 被災世帯あたり20万円に引下げます。
ドアロック 交換費用保険金	-	-	-	-	-	◆	1 事故あたり200万円のドアロック交換費用保険金の支払限度額を1 事故あたり50万円に引下げます。

3 特約および費用保険金の廃止

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

お客さまからの「わかりやすいシンプルな補償を」とのご要望にお応えすべく、以下の主な特約および費用保険金を廃止しました。

(注)廃止する特約または費用保険金の詳しい内容については、前契約の「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。



(◆:必ずご確認ください。△:前契約の保険始期が2009年12月31日以前の場合にはご確認ください。-:ご確認いただく改定はありません。)

廃止する特約および費用保険金名称	対象商品					継続時の注意点
	フルハウス	マンション・オーナーズ総合保険	住宅火災保険	住宅総合保険	管理組合総合保険	
電化製品等電氣的・機械的的事故補償特約	◆	-	-	-	-	代替する商品や特約はありません。
建物罹災時の仮すまい費用補償特約	◆	-	-	-	-	
地震災害による仮すまい補償特約	◆	-	-	-	-	
建てかえ費用補償特約	◆	◆	-	-	-	
家財自動継続特約	◆	-	-	-	-	
水濡れ原因調査費用補償特約	-	◆	-	-	-	
他の長期保険契約がある場合の価額協定特約	-	-	-	-	◆	
修理付帯費用保険金	◆	◆	-	-	-	
失火見舞費用保険金	◆	◆	◆	◆	-	
特別費用保険金	◆	◆	◆	◆	-	
ドアロック交換費用保険金	◆	◆	-	-	-	
建物機能回復費用担保特約	△	-	-	-	-	
傷害費用保険金	-	-	△	△	-	



上記以外にも廃止する特約および費用保険金があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 建物の評価

個人用火災総合保険は、原則として、「新価・実損払」によってお引き受けします。そのため、建物の新価(再調達価額)を算出する必要がありますが、その評価算出方法は、年次別指数法(建築費倍率法)と新築費単価法の2つの方法があります。

(注)マンション総合保険の建物の評価算出方法は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(1)年次別指数法

新築時点での建築価額が判明している場合は、建物の物価変動を考慮するため、その建築価額に建物の建築年次による価格変動率(建築費倍率)を乗じて新価を算出します。

$$\text{新価(再調達価額)} = \text{建築価額} \times \text{建築費倍率}^*$$

(2)新築費単価法

建物の構造を確認し、評価対象物件と同種または同等の材料を使用している建物の標準単価に建物専有面積を乗じて新価を算出します。

$$\text{新価(再調達価額)} = \text{地区別新築費単価}^* \times \text{専有面積}$$



*建築費倍率および新築費単価の見直しを行っておりますので、前契約から評価額が変更となる場合があります。何とぞご了承くださいませようお願い申し上げます。

5 建物の構造による保険料区分(構造級別)の簡素化

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

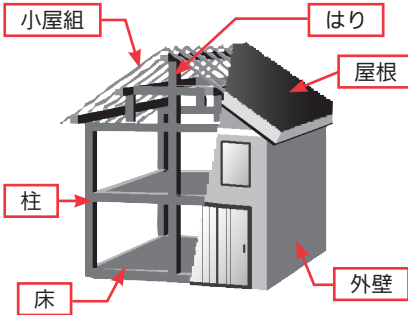
(注) 前契約の保険始期が2009年12月31日以前または前契約の物件区分が一般物件のお客さまが対象となります。

2009年12月以前は「構造級別」を確認する際、お客さまに建物の外壁や屋根の材質・仕様などをご確認いただいておりますが、建築工法の複雑化などに伴い、その確認が難しいものとなっていました。2010年1月の改定では、構造級別の区分の判定方法を簡素化し、さらに2014年9月の改定では、構造級別の区分も簡素化することにより、お客さまにご確認いただきやすい内容としました。

2009年12月以前

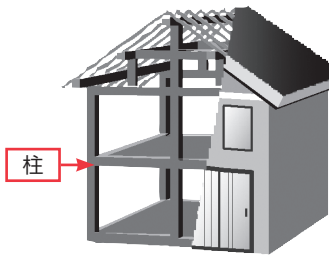
【区分の判定方法】

建物の柱・外壁・床などの材質・仕様により総合的に判定



2010年1月改定

主に建物の種類(柱の材質)により判定



2014年9月改定

2010年1月より
変更なし

【区分の改定イメージ】

【住宅のみに使用されている建物】

住宅物件	A 構造	マンション
		マンション以外
	B 構造	外壁がコンクリート造の木造建物など
	D 構造	
	C 構造	

【住居と店舗・事務所等の事業の用途に併用されている建物】

一般物件	特級	
	1 級	
	2 級	外壁がコンクリート造の木造建物など
	3 級	
	4 級	

【住宅のみに使用されている建物】

住宅物件	M 構造(マンション)	
	T 構造(耐火・準耐火)	
	H 構造(その他)	経過措置対象 外壁がコンクリート造の木造建物など

【住居と店舗・事務所等の事業の用途に併用されている建物】

一般物件	1 級(耐火)*	
	2 級(準耐火)	
	3 級(その他)	経過措置対象 外壁がコンクリート造の木造建物など

2010年1月より
変更なし

(注) 物件区分は専用住宅物件となります。

併用住宅物件	M 構造(マンション)	
	T 構造(耐火・準耐火)	
	H 構造(その他)	経過措置対象 外壁がコンクリート造の木造建物など

※ 1 級建物で、管理組合総合保険からマンション総合保険に移行する場合は、2010年1月より物件および構造級別の区分に変更はありません。

(注) 「経過措置」について

満期を迎えるご契約(損保ジャパン以外のご契約を含みます。)が「外壁がコンクリート造の木造建物」や「土蔵造建物」などの場合で、改定前の構造級別がB 構造(2 級)・改定後の構造級別がH 構造となる場合は、一定条件(満期日と新たな契約の初日が同一である場合など)のもと「経過措置」を適用できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでご確認ください。

6 割増・割引の廃止

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

適用できるかどうかのご確認が難しい割増・割引や、確認書類をご用意いただく必要があるなど、お客さまにご負担をおかけしておりました割増・割引を廃止することにより、よりわかりやすい商品に改定しました。

(1) 前契約の保険始期が2009年12月31日以前のお客さまが対象となります。

廃止する割増・割引	住宅用防災機器割引、オール電化住宅割引、高機能コンロ割引、耐火性能割引、省令準耐火*、空地割引、範囲割引、共同住宅割増 ※2010年1月の改定後は「建物の耐火性能」で判定します。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------

7 その他の改定

対象商品

フルハウス

マンション・オーナーズ総合保険

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

管理組合総合保険

地震保険

(◆:必ずご確認ください。△:前契約の保険始期が2009年12月31日以前の場合はご確認ください。-:ご確認ください改定はありません。)

改定項目	対象商品					内容
	フルハウス	マンション・オーナーズ総合保険	住宅火災保険	住宅総合保険	管理組合総合保険	
保険期間の改定	◆	◆	◆	◆	◆	保険期間は最長で10年までとなります。 (注)時価契約の場合や、セットされる特約に保険期間の制限がある場合などは、これらの規定に基づく保険期間の制限があります。
Eco-net 約款の廃止	◆*	-	-	-	-	お客さまがご契約された補償内容だけを表示する「オンデマンド約款」を採用いたしますので、お客さまに送付される約款の分量は大幅に削減されるとともに、ご契約に関する必要かつ十分な情報のみをご確認いただくことが可能となります。また、「オンデマンド約款」をWebで提供するWeb約款をご選択いただくことも可能です。
すまいの安心サービスの名称変更	◆	◆	-	-	-	『すまいの安心サービス』から『すまいとくらしのアシスタントダイヤル』に名称が変更となります。
 すまいの安心サービスの廃止	-	-	-	-	◆	管理組合総合保険に相対するマンション総合保険では、代替するサービスはありません。
保険料の支払時期の変更	◆	◆	◆	◆	-	保険料(分割払の場合は初回保険料)は、保険期間の初日の属する月の翌月に口座振替によりお支払いいただきます(後払い)。したがって、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません(キャッシュレス)。
保険料の払込方法の拡大	◆	◆	◆	◆	◆	払込票による保険料のお支払いはコンビニエンスストアのみでしたが、金融機関または郵便局でもお支払いいただくことが可能となります。
評価額の変更	-	◆	-	-	-	事業の用に供しない屋外設備・装置は保険金額に含めませんが、建物として保険の対象に含まれます。そのため、屋外設備・装置の評価額を保険金額に加算する必要がなくなります。
保険料払込方法の簡素化	△	△	△	△	△	一部の払込方法は廃止させていただきました。 【改定前】 払込方法 〈保険料分割払(一般)〉 6回払、10回払、11回払、12回払 〈長期保険保険料分割払(フルハウスのみ)〉 11回払、12回払 → 【改定後】 払込方法 12回払

※個人のお客さまが対象となります。

8 地震保険の改定

「地震保険料の改定」(2019年1月改定^{*1}) ※1 2017年1月改定でも地震保険料の改定を行っています。

地震保険料を改定します。都道府県および建物の構造により改定率は異なります^{*2}。

※2 近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が2年～5年の整数年・長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数(保険期間1年の基本料率に乘じる係数)も見直しました。

「保険料改定の背景」

●地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。今回の保険料改定の背景等は2017年6月15日に発信された損害保険料率算出機構のニュースリリースに掲載されていますが、概要は以下のとおりです。

地震保険基準料率は、前回2015年9月30日に届出を行っていますが、この届出に当たり、基本料率の大幅な引き上げが必要な状況となりました。そこで、前回2015年9月30日の届出において、基本料率の改定を3段階に分けて行うこととしていました。

3段階改定の1回目として2017年1月に全国平均で+5.1%の料率引上げを実施済みであり、今回の改定は3段階改定のうちの2回目の改定^{*3}です。今回、基本料率の算出にあたっては、各種基礎データ^{*4}を更新したうえで、再計算を行っています。

※3 3段階改定の3回目の改定のスケジュール・改定率は今後の各種基礎データの更新などを踏まえて決定される予定であり、現時点では決まっていません。

※4 各種基礎データのうち震源モデルについては、2016年6月10日に公表された予測地図の震源モデル(全国地震動予測地図2016年版)を用いています。

「補償内容の改定(損害区分の細分化)」(2017年1月改定)

地震保険の損害の程度の区分(以下、「損害区分」といいます。)を定めている「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分の「半損」が「大半損」と「小半損」に2分割されました。^{*5}

現行(3区分)		改定後(4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金	損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価額が限度)	全損	地震保険金額の100%(時価額が限度)
半損	地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)	大半損	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)	小半損	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
		一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※5 損害区分の細分化は財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム・フォローアップ会合」における議論(損害査定迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい)を踏まえ行われたものです。

「割引|確認資料の改定」(2019年1月改定、2017年1月改定)

地震保険の割引適用の際に提出が必要となる各種確認資料の種類を拡大しました。この拡大により、新たに割引を適用することができる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9 改定後の火災保険の保険料について

火災保険の保険料は「建物の構造級別」「補償内容」「セットする特約」などによって決まります。

2010年1月以降の商品改定、2014年9月の新商品販売および2015年10月以降の商品改定に伴い、わかりやすさ向上の観点から、これらに関する改定を行いました。この結果として、保険料が引き上げとなるお客さまにはご負担をおかけすることになりますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
- このご案内は、表紙に記載の対象商品(フルハウスなど)に関する2010年1月以降商品改定、2014年9月の新商品内容、2015年10月以降の商品改定を記載したものです。さらに詳しい商品内容をお知りになりたい場合は、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」などをご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約に際しては重要事項等説明書の「契約概要」、「注意喚起情報」などを必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料の算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先